

高知県中土佐町における権利擁護支援と 包括的・重層的な支援体制の取り組み

中土佐町健康福祉課 吉岡美紀

中土佐町社会福祉協議会 有澤希望



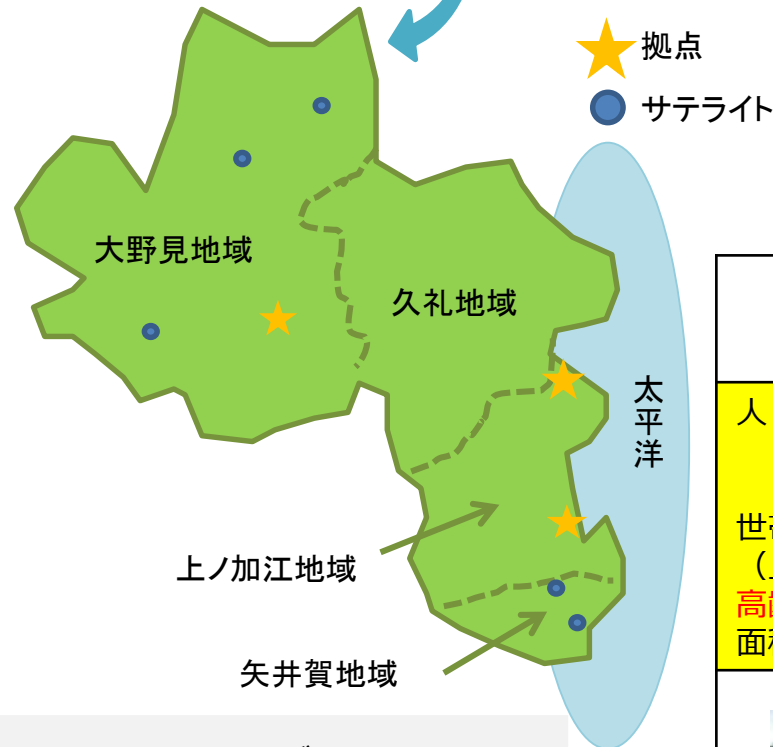
1.中土佐町の概要

- ◇2006年1月 旧大野見村と合併
- ◇人 口 6,398人 (2021年3月末)
- ◇世帯数 3,416世帯
- ◇高齡化率 47.95%
高齡独居・高齡のみ世帯が多い
- ◇法律職 司法書士1名



まんまる (久礼地域)	
人 口	4,121 人
世帯数	2,116世帯
高齡化率	43.87%
面積	約56km ²

ほのぼの大野見 (大野見地域)	
人 口	1,068 人
世帯数	590 世帯
高齡化率	53.65%
面積	約100km ²



寄り家 (上ノ加江・矢井賀地域)	
人 口	1,309人 (上ノ加江 1,101人 矢井賀 208人)
世帯数	710 世帯 (上ノ加江569・矢井賀141)
高齡化率	60.79%
面積	約36km ²

10年前の 中土佐町の課題

- ①既存施策では応えきれないニーズ
- ②地域の意識から生まれる問題
- ③総合的な対応の不十分さから生まれる問題
- ④南海トラフ地震に備えた要配慮者対策



2.中土佐町の地域福祉の展開

年度	地域福祉のあゆみ
H21～22	・町内3カ所に「 あったかふれあいセンター 」開設
H23	・第1期地域福祉計画策定 あったかふれあいセンターを「 地域福祉の拠点 」と位置づけ
H24	・日本福祉大学の研究プロジェクトに参加 ・住民、社協、行政と一緒に地域について考える地域部会開始 ・「小地域ケア会議」の開催（住宅地図を活用した地域の見守り活動）
H25～26 安心生活創造推進事業	・権利擁護支援に関することに着手（権利擁護劇の開催、スーパービジョン開始） ・地域の実態に即した「地域ふくし研修会」の開催
H27～29 共助の基盤づくり事業	・生活困窮者等の実態把握のため未就労調査を実施 ・中土佐町はたらくチャレンジプロジェクト始動 ・第2期地域福祉計画の策定 ・あったかふれあいセンターの運営委員会から「地域ふくし活動推進委員会」へ ・「小地域ケア会議」の地域拡大 ・「権利擁護支援システム推進委員会」と「権利擁護支援センター」の設置 ・社協が法人後見事業を開始
H30～ 地域力強化推進事業 多機関協働事業	・相談支援包括化推進員を各分野から選任 ・成年後見制度利用促進計画を地域福祉計画に包含

進行管理

3.権利擁護支援に関する取り組み経緯

年度	取り組み
H25～	権利擁護に関する事業に取り組んでいる市町村及び受託事業所の視察を開始
H26～	● 障害者支援や虐待対応に関する支援者向け研修会を開始 ● 個別支援へのスーパービジョンを開始
H27	● 町長への提案と合意形成 ➢ 権利擁護支援センターの必要性 ➢ 設置計画・運営体制・事業内容・予算・効果等 ● 権利擁護支援プロジェクトチーム会の開催 【目 的】町における権利擁護を推進するための協議の場を確保し、権利擁護推進体制構築のための合意形成等環境整備を図る。 【内 容】・権利擁護に関する町内の実態把握・分析 ・権利擁護支援システム推進委員会の設置・運営案等の作成 【構成員】健康福祉課・社会福祉協議会・全国権利擁護サポートセンター 日本福祉大学権利擁護サポートセンター 【開催頻度】平成27年9月～平成28年2月まで毎月1回

3.権利擁護支援に関する取り組み経緯

年度	取り組み
H28	● 「中土佐町の一元的・継続的な権利擁護支援システム構築に関する調査」 ● 事業所や行政内ヒアリング調査 ● 行政基礎データの収集及び分析
	● 「中土佐町権利擁護支援システム推進委員会」の発足 【目 的】 認知症や知的障害、精神障害等により判断能力が不十分である人のみならず、全ての住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、虐待及びその他の権利侵害防止策、権利擁護の支援策などを含め、地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行う。 【構成員】学識経験者・司法書士・弁護士・民生児童委員協議会会長 社会福祉協議会会長・福祉保健所長・地域包括支援センター職員

- ・ 対象横断的に関わる必要のあるケースや法律職との連携が欠かせないケースが増加していた。
- ・ 高齢世帯の増加や親亡き後の問題などあるが、住民調査と福祉職への調査ではいずれも成年後見制度を知らないとの回答が約半数であった。

⇒制度の普及啓発と多様化するニーズに対応する支援体制の充実が求められている

4.権利擁護支援センター

H29年7月開所（社会福祉協議会へ委託）

R2年4月より中核機関

職員体制 センター所長 … 事務局長
常勤職員 … 1名

活動区域 中土佐町全域

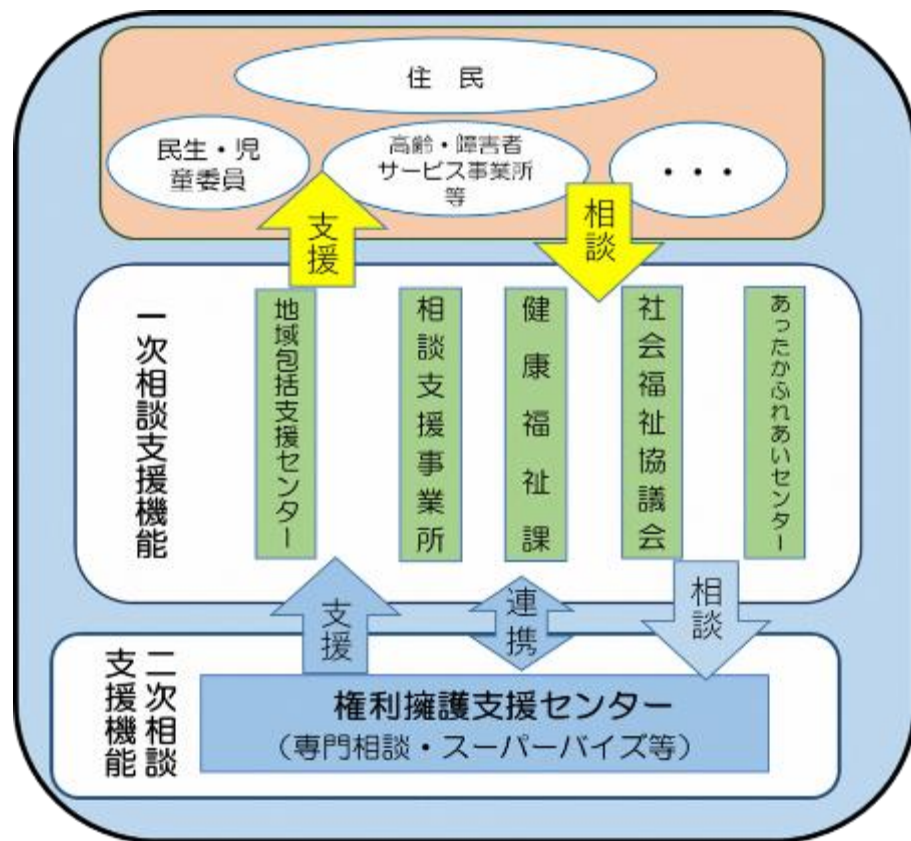
センター機能

相談実数

H29：31件／H30：23件

R1：22件／R2：22件

- ・ スーパービジョン
- ・ 福祉と司法の専門相談
- ・ 関係機関との連携支援
- ・ 広報啓発
- ・ 人材養成



《支援連携イメージ》

※一次相談支援機関からの相談を受け支援
対応を行う二次相談支援機関として機能

4. 権利擁護支援センター

	スーパービジョン	福祉と司法の専門相談
相談員	スーパーバイザー	権利擁護支援センター + 弁護士または司法書士
実施状況	月1回 + 相談があれば随時開催	
延べ相談件数	H29 : 36件 / H30 : 28件 R1 : 16件 / R2 : 14件	H29 : 10件 / H30 : 14件 R1 : 18件 / R2 : 15件
実施内容	ケースの見立てや支援についての助言	法的な見解も含めた支援方針の検討
これまでの相談	• 成年後見制度の利用について (必要性、進め方、後見人等候補、日常生活自立支援事業からの移行) • 支援拒否 ・ゴミ屋敷 • 複合的な課題を抱える世帯への支援 • 日常生活自立支援事業を活用した支援 • 虐待（疑い）ケース対応 • 利用者家族への対応	• 成年後見制度の利用について (必要性、進め方、後見人等候補、日常生活自立支援事業からの移行) • 借金 ・遺言 ・相続 • 虐待（疑い）ケース対応 • 障がい者の対人トラブル（ご近所・金銭） • 障がい者の雇用に関する問題

4.権利擁護支援センター

● 関係機関との連携支援

- ・ 個別支援検討会への参加
- ・ 役割分担に応じた連携支援
- ・ スーパービジョン・専門相談の後、アフター会を開催し、実際の対応・役割分担を確認
→ その後の支援展開や本人の状況等の確認

● 成年後見制度の利用に関する相談対応

【利用前】

- ・ 必要性・進め方・後見人等候補・申立てに関する検討（相談会を活用）
- ・ 本人や家族等への制度説明や意向の確認
- ・ 申立てのサポート（書類作成等）

申立て事務を委任していてもサポートを必要とする世帯はある

【利用開始後】

- ・ 後見制度の利用につながった際の本人・支援者等との支援方針雨あ役割分担の確認
- ・ 一定期間後の状況確認や支援の見直しの必要性などに関する検討
- ・ 支援者との連携、どこに相談したらいいかわからないことなど後見人等からの相談対応

成年後見制度に関する相談実数

H29	H30	R1	R2	合計
6	11	9	8	34

4. 権利擁護支援センター

● 広報啓発

- 成年後見制度に関する広報
- 住民向け講演会（成年後見制度・遺言・相続など）
- 行政・福祉・医療従事者等を対象とした研修会の開催
（成年後見制度・虐待・意思決定支援・介入拒否の世帯への支援など）

● 人材養成

「権利擁護支援者養成講座」

社協の相談支援チームが開催

日常生活自立支援事業や法人後見の生活支援の担い手となり、先々に市民後見人となりうる人材の養成

市民後見人・・・早急に必要な状況ではない・就任までに一定の実務経験の場が必要
日常生活自立支援事業・・・生活支援員の育成
法人後見事業・・・受任件数増加への対応や被後見人等と地域住民とのつながりづくり

● 広域の機関、専門職団体との関わり

- 意見交換会の開催
- 研修会への協力

5.成年後見制度利用促進計画

【策定状況】

第1期計画 R2年4月 ～ R4年3月

第2期計画 R4年4月 ～ R9年3月

【計画策定及び進捗管理の流れ】

権利擁護支援システム推進委員会（年3回）

- 計画（案）の作成
- 計画の進捗状況の確認



地域福祉計画策定委員会／地域福祉推進会議

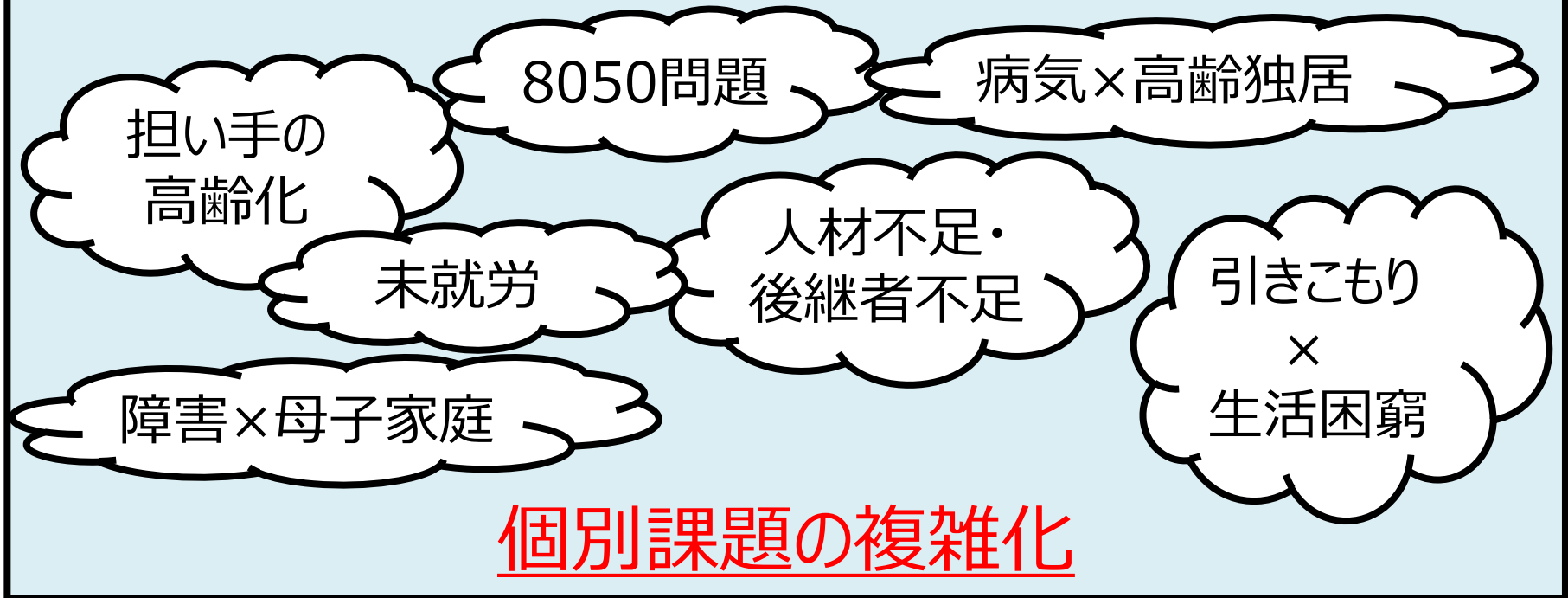
- 地域福祉計画全体の策定及び推進に関する審議

【特徴】

- ① 第2期地域福祉計画（H29～R3）の推進方策として「権利擁護支援体制の充実」を掲げており、そこへ包含する形をとった。
- ② 既存の権利擁護支援センターを中核機関に位置付け、すでにセンターが実施している活動や機能を載せた。

6.地域共生事業を実施したきっかけ

住民だけでは解決できない課題が●



事業を活用して

これまでの小地域福祉活動の発展

様々な関係機関との連携体制の構築へ！！

7.地域共生事業・地域福祉関連事業の全体像

地域福祉計画進行管理事務局会

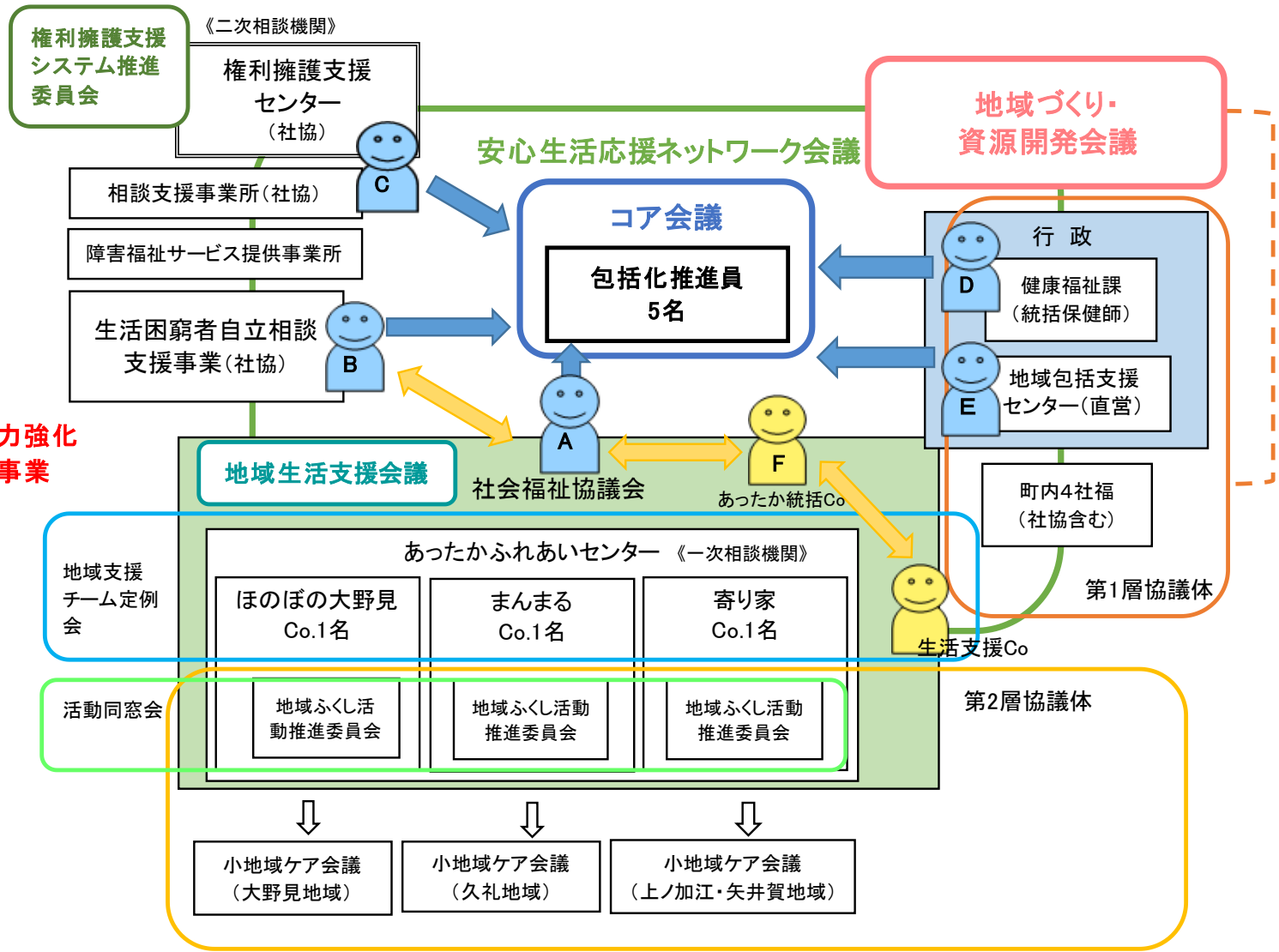
地域福祉計画策定委員会(推進会議)

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

町全体

地域力強化
推進事業

各
地
域



8. 相談支援包括化推進員について

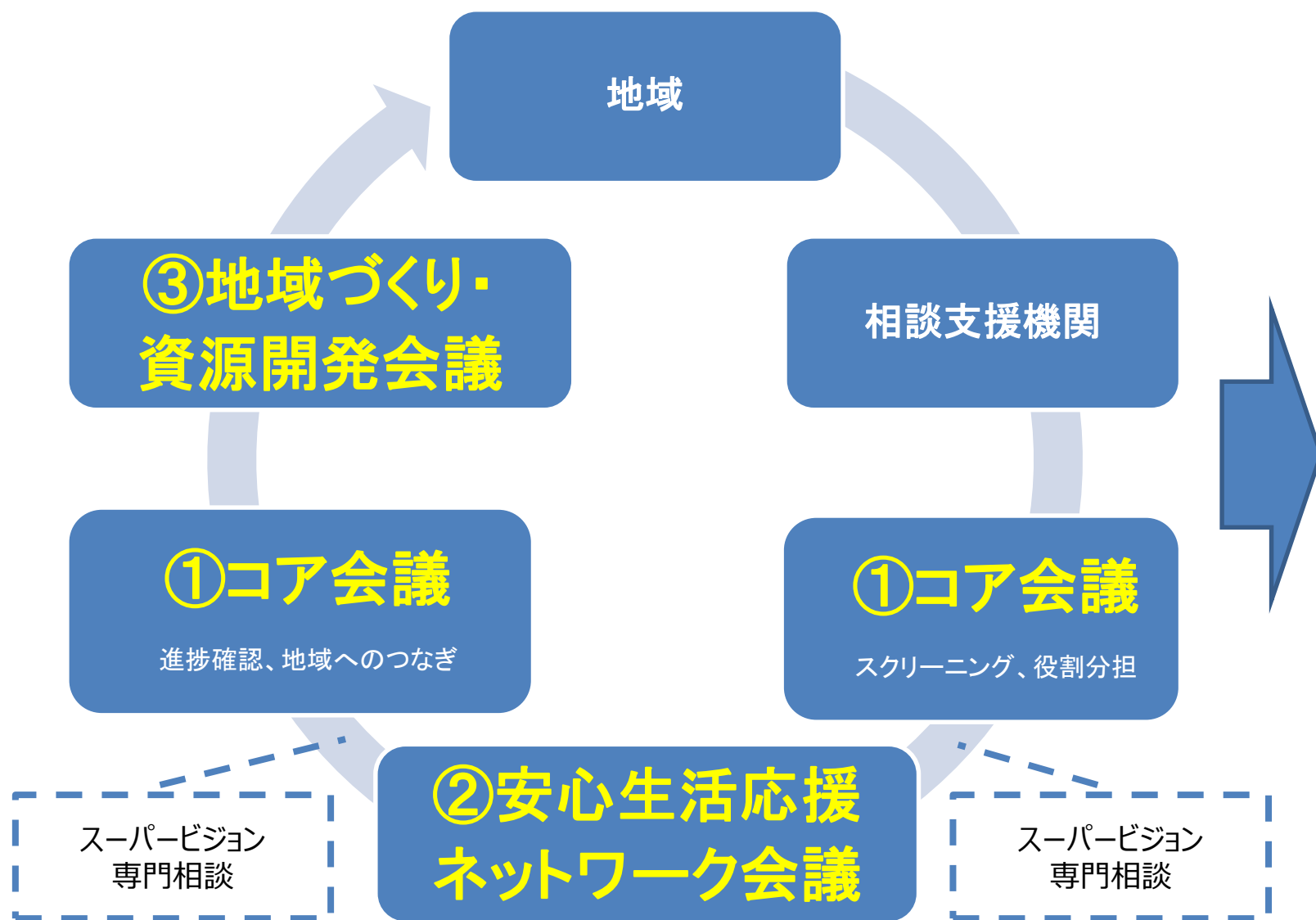
多機関協働事業（相談支援包括化推進員 A～E）

- A：社会福祉協議会地域福祉課長**（社協）
元あったかふれあいセンター Co. / 事業全体のリーダー
- B：生活困窮者支援担当**（社協）
地域福祉課相談支援主任 / 地域づくり・資源開発会議のリーダー
- C：権利擁護支援センター担当**（社協）
安心生活応援ネットワーク会議のリーダー
- D：統括保健師**（行政）
係長 / 障害や母子等、保健師としての専門的立場でコア会議に参加
- E：地域包括支援センター主任ケアマネ**（行政）
係長 / 高齢者に対し、高齢介護の専門的立場でコア会議に参加

地域力強化事業

- F：社協地域福祉課地域支援主任**
あったかふれあいセンター統括 / コア会等必要に応じ参加

9. 相談支援包括化推進会議について



自主財源の確保・新たな社会資源の創出へ

10.相談支援包括化推進会議について

①コア会議（相談支援包括化推進員の会議）

➤ 個別支援の検討

既存の制度サービスや単独の支援機関での対応が難しい複合的な生活課題を抱える世帯の抽出と検討

➤ 町内の一次相談機関と二次相談機関の関連整理

一次相談機関（各分野）における
ケース検討の場と課題抽出の流れ確認

複合的な生活課題を抱える世帯の抽出
各相談機関（分野）から多機関事業へ

➤ 各分野の地域課題を検討する場及び取り組み状況の把握

協議体・地域ケア会議（高齢）・障害者地域自立支援協議会（障害）・地域ふくし活動推進委員会（地域）など、分野ごとに地域課題を検討する様々な場、それぞれが把握した地域課題とその取り組み状況を把握

共通する地域課題の抽出
分野から多機関事業へ

➤ 各会議の企画と調整、事業の進捗管理

10.相談支援包括化推進会議について

②安心生活応援ネットワーク会議

(支援従事者のネットワークづくり)

既存の制度サービスや単独の支援機関での対応が難しい複合的な生活課題を抱える世帯に対し支援者同士が集まり解決に向けてケース検討を行う。

- 関わる支援者全員で世帯の現状・課題と支援方針を共有
- 適切な支援者へのつなぎ
- 役割の明確化

- 世帯全体を捉えた支援
- チームアプローチ（効率的・効果的な支援展開）

- 塩漬け案件の解消
- 支援者の負担軽減
- 職員の人材育成

③地域づくり・資源開発会議

(全町横断的なネットワークづくり)

地域力強化事業と連携し、「あったかふれあいセンター」を起点とした地域の土壌と福祉の専門職をつなげ新たな地域づくりへ。

11.地域共生事業、権利擁護支援センターを活用した取り組み

行政における相談機能の強化

- 地域包括支援センターの体制強化（地域担当制→専門性を主とした担当制へ）
- 虐待コア会議への権利擁護支援センターの参加と、スーパービジョン・専門相談の活用
- 全庁的な権利擁護支援ニーズに関するヒアリング調査と意識づけ

社協における相談機能の強化

- 地域の相談窓口である「あったかふれあいセンター」の訪問・相談・つなぎ機能の強化
- 生活困窮者支援へ対応すべく地域から上がってくる相談を総合相談として集約整理
- 相談支援担当がチーム内の全相談支援ケースを共有・検討

地域の担い手育成 ～参加支援及び地域づくりに向けた支援へ～

- 小・中学生へ多機関協働の福祉学習（子どもの成長に合わせたカリキュラムの導入）
- 地域ふくし活動推進委員への支援（他地域の取り組みを知る機会や視点を養う学習の場の提供）
- 権利擁護支援員養成講座（日常生活自立支援事業及び法人後見事業の支援員の養成）

12.まとめ：一体的な取組による成果

- 相談を集約することで、法的な課題や地域課題の整理ができた
相談支援包括化推進員の配置と権利擁護の視点の共有（担当職員の資質向上）
課題が複雑化した支援ケースの抱え込み防止
支援者へのフォロー、個人対応からチーム対応へ
- 計画的な体制整備が行えた
地域福祉（計画）のアドバイザーとして日本福祉大学、権利擁護支援のスーパーバイザーによる継続的な指導・助言により、一体的な体制整備を行うことができた。また、同じ担当者が経験を重ねることで得られる知識を日常業務に活かすことで、業務の円滑な遂行と効率化を図ることができている。

13. まとめ：取り組みの課題

● 支援体制を継続するための財源確保

継続的な事業を行うことで実績ができ、行政内部でも重要な事業であるとの認識がされて財源の確保が得やすくなった。自主財源の確保は難しく、国・県の補助金に頼らざるを得ない状況にある。

● 個人情報の取り扱い

ご清聴ありがとうございました



あったかふれあいセンター



既存の福祉制度の枠組みを超えて、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが1か所で必要なサービスを受けられる小規模多機能支援拠点。いわゆる共生型の支援をめざす拠点で県内全域に広がっている。

- 「集いを軸とした多様なサービスの提供」
…「集い」+α（「預かる・働く・送る・交わる・学ぶ」）
- 「地域の見守りネットワークの構築」…「訪問・相談・つなぎ」
- 「生活支援」…直接サービスを提供するほか、地域生活課題やニーズに応じた生活支援サービスの仕組みづくりやコーディネートを行う。

あったかふれあいセンターを起点とした小地域福祉活動

早期発見・早期支援のための
小地域ケア会議の開催

災害に強い地域をつくる
防災学習

高齢者の経験を次世代
へつなぐ多世代交流

閉じこもり防止・介護予防
のためのサロン活動

地域の強みや課題を知る
子どもへの福祉学習

不安解消・見守り強化のための
つながる安心カードの普及



基本理念

めざすまちの姿

協働でつくる誇りのもてるまち

安心して誰もが地域で自分らしく暮らすことのできるまち

目標Ⅰ 全ての世代にわたって相談しやすい安心のまち、中土佐町をつくります

推進方策	取り組み
1 権利擁護支援の充実	(1)権利擁護支援体制づくり
	(2)成年後見制度の利用促進 (成年後見制度利用促進計画)
	(3)多機関の協働による包括的支援体制構築
2 相談支援体制・多世代のつながりの強化	(1)訪問等による相談体制の強化
	(2)子ども・若者総合相談支援ネットワークの検討
	(3)生きづらさを生まない地域づくり

目標Ⅱ 「あったかふれあいセンター」の機能の充実とともに、住民主体の支え合う地域づくりを進めます

推進方策	取り組み
3 地域福祉拠点「あったかふれあいセンター」の充実	(1)地域の支え合いづくりの拠点機能の充実
	(2)計画的な地域福祉の推進
4 地域アクションプランの推進	(1)「地域アクションプラン」の実施 (2)社会福祉協議会による組織的な支援
5 防災・災害時要配慮者支援対策の展開	(1)災害時要配慮者の避難支援
	(2)避難所運営に向けた取り組み

目標Ⅲ 地域で自分らしく暮らすことができるために、包括的で、包摂的な支援を地域ネットワークづくりとして進めます

推進方策	取り組み
6 住民の生活を支える地域ネットワークの構築	(1)高齢者等の生活支援のための地域ネットワークづくり
	(2)見守り・支え合い活動の体制づくり
	(3)健康づくり活動の推進
7 「しごとづくり」の地域ネットワークの推進	(1)社会参加の場と地域課題解決のための「しごとづくり」
	(2)地域活性化事業と協働で取り組む「しごとづくり」
8 地域福祉の人材育成の推進	(1)社会福祉協議会による担い手の育成
	(2)専門職種の地域福祉への役割づくり